

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	7	府省庁名	農林水産省										
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>												
要望項目名	令和9年度以降の農地の負担調整措置の存続												
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農地（※1）に係る令和9年度以降の各年度の固定資産税及び都市計画税について、現行と同様の負担調整措置を講じること。 ※1：一般農地（生産緑地地区内の農地を含む）及び一般市街化区域農地（三大都市圏の特定市の市街化区域農地以外の市街化区域農地） ・特例措置の内容 農地の固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置（令和9～11年度） 当該年度分の固定資産税が、農地調整固定資産税額（前年度分の固定資産税額に負担調整率を乗じて得た額）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額をもってその年度の固定資産税額とする。 なお、都市計画税についても同様の措置を講じる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>負担水準※2</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上～0.9未満</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上～0.8未満</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table> ※2：負担水準＝前年度課税標準額／当該年度評価額			負担水準※2	負担調整率	0.9以上	1.025	0.8以上～0.9未満	1.05	0.7以上～0.8未満	1.075	0.7未満	1.1
負担水準※2	負担調整率												
0.9以上	1.025												
0.8以上～0.9未満	1.05												
0.7以上～0.8未満	1.075												
0.7未満	1.1												
関係条文	地方税法附則第19条、第26条												
減収見込額	[初年度] — (▲ 3,006) [平年度] — (▲ 2,552) [改正増減収額] — (単位：百万円)												
要望理由	(1) 政策目的 固定資産税の評価の急激な上昇に対して段階的な負担の調整措置を講じ、相当の期間をかけて課税標準額を評価額に一致させることで課税の適正化を図ることにより農地の確保を図る。 (2) 施策の必要性 国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の保有コストについて急激な上昇を緩和する必要がある。これまで市街化区域へ編入される等により、農地としての利用が継続するものの評価額が上昇したのに対して、負担調整措置によって急激な税額の上昇を抑制してきた。仮に、負担調整措置が廃止されると、これまでの緩やかな上昇から、急激な上昇となり、農地所有者に対して過度な負担となる。このため、現行と同様の負担調整措置を講じることが必要である。 なお、都市における農地の有効活用及び保全に関する法令における規定は次のとおり。 ・都市農業振興基本法（平成27年4月22日法律第14号） 第3条 都市農業の振興は、都市農業が、（中略）多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。 第8条 政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。												
本要望に対応する縮減案	—												

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度の適用見込 適用者数（千人）387、適用件数（千筆）705
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	適用実績								
		区分	H30 年度	R 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
		適用者数 (千人)	1, 037	839	711	752	685	543	624	474
		適用件数 (千筆)	2, 173	1, 732	1, 367	1, 508	1, 286	959	1, 107	873
		減税額 (百万円)	8, 193	6, 839	5, 825	6, 216	5, 263	4, 541	4, 443	3, 750
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—								
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—								
	前回要望時の達成目標	—								
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—								
これまでの要望経緯		昭和 51 年度：創設。以後、固定資産税評価額の見直しに際し、農業事情に則し要望。 昭和 54 年度：税負担の上昇をなだらかにするため、負担調整措置のきざみを細かくし、1.05 の負担調整率を新設。 昭和 57 年度：税負担の上昇をなだらかにするため、負担調整措置のきざみを細かくし、1.15 の負担調整率を新設。 昭和 63 年度：農地価格の平均上昇率が下がったため、低い上昇率に対応した区分を追加。 平成 9 年度：負担水準の均衡を図るため、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制し、また、地価の下落による納税者の負担増感に配慮した負担調整措置に変更。 ※主な改正を抜粋								